

(別添2)

○ 精神保健福祉士法第7条第1号に規定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目等の読替の範囲について（平成23年8月5日障発0805第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【新旧対照表】

(下線部が変更部分)

改正後	現行																
<p style="text-align: right;">障発0805第5号 平成23年8月5日 一部改正 <u>障発0124第7号</u> <u>平成26年1月24日</u></p> <p>都道府県知事 指定都市長 各 中核市長 殿 関係団体の長 地方厚生(支)局長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長</p> <p>精神保健福祉士法第7条第1号に規定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目等の読替の範囲について</p> <p>(略)</p> <p>(別添)</p> <p>1 (略)</p> <table border="1" data-bbox="210 1034 1122 1289"> <thead> <tr> <th>指定科目等名</th> <th>読替の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)</td> <td>・社会福祉科目省令に規定する「相談援助の基盤と専門職」 ・読替の範囲に規定する「<u>相談援助の基盤と専門職</u>」について読替のできる科目</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>(別記様式) (略)</p>	指定科目等名	読替の範囲	(略)	(略)	精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)	・社会福祉科目省令に規定する「相談援助の基盤と専門職」 ・読替の範囲に規定する「 <u>相談援助の基盤と専門職</u> 」について読替のできる科目	(略)	(略)	<p style="text-align: right;">障発0805第5号 平成23年8月5日</p> <p>都道府県知事 指定都市長 各 中核市長 殿 関係団体の長 地方厚生(支)局長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長</p> <p>精神保健福祉士法第7条第1号に規定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目等の読替の範囲について</p> <p>(略)</p> <p>(別添)</p> <p>1 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1153 1034 2065 1321"> <thead> <tr> <th>指定科目等名</th> <th>読替の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)</td> <td>・社会福祉科目省令に規定する「相談援助の基盤と専門職」 ・読替の範囲に規定する「<u>障害者に対する支援と障害者自立支援制度</u>」について読替のできる科目</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>(別記様式) (略)</p>	指定科目等名	読替の範囲	(略)	(略)	精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)	・社会福祉科目省令に規定する「相談援助の基盤と専門職」 ・読替の範囲に規定する「 <u>障害者に対する支援と障害者自立支援制度</u> 」について読替のできる科目	(略)	(略)
指定科目等名	読替の範囲																
(略)	(略)																
精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)	・社会福祉科目省令に規定する「相談援助の基盤と専門職」 ・読替の範囲に規定する「 <u>相談援助の基盤と専門職</u> 」について読替のできる科目																
(略)	(略)																
指定科目等名	読替の範囲																
(略)	(略)																
精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)	・社会福祉科目省令に規定する「相談援助の基盤と専門職」 ・読替の範囲に規定する「 <u>障害者に対する支援と障害者自立支援制度</u> 」について読替のできる科目																
(略)	(略)																